

新潟県からの改善指導事項等を受けての報告書追補ポイント

別添1

新潟県からの改善指導事項等	当社の対応	報告書反映箇所
<p>1 情報を共有する仕組みを持つこと</p> <p>防火管理者補佐などの新設等体制強化は評価できる。体制強化案を実施するに当たって、「担当範囲の異なる防火管理者補佐、相互間」や「防火管理者補佐と担当する現場との間」における、「情報・意識の共有が実現」されるように配慮することが重要である。</p> <p>広大な敷地に分散的に施設・部署が配置されていることから、所在場所・所属局など物理的な条件も考えた上で、情報共有の仕組みを合わせて作ることが重要。例えば、定期的な会合を設けて、顔を見て相互の情報・意識共有の時間を持つなどの仕組みも検討されたい。</p>	<p>防火管理者は、発電所の防火管理について一元的に管理責任を負い、これを有効に機能させるため防火管理者補佐や防災安全担当を設置し体制強化を図った。今後は増員した防火管理者補佐や防災安全担当も防火管理委員会（既設）の中の委員に加え、防火管理者、防火管理者補佐および防災安全担当が参画し相互の情報共有を図ることとする。また、防火管理者補佐は副防火管理者と定期的な会合を持ち、担当する建物の防火管理状況について情報および意識の共有を図る。</p> <p>防火管理業務の適正な運営を図るため、所長を委員長に防火管理者および各部長で構成する委員会にて、年2回定例開催するほか、必要に応じて開催</p> <p>発電設備で異常を発見した場合には、発見者が「不適合報告書」を作成し、権限者が不適合を処理するという不適合管理システムが構築されている。この不適合管理システムでは、不適合を起しても「責めない」規定を設けたり、他の模範となるような報告については不適合管理委員会委員長が報償したりするなど、言い出す文化の醸成に努めてきている。</p> <p>今後は、一般建物の防火上の観点からの不適合（巡視点検等での不適合）についても、不適合管理システムを活用して副防火管理者が適切に対応を行うこととする。さらに新たに増員した防災安全担当も不適合委員会委員に加え不適合の内容の確認と処理を確実に実行させる。</p>	<p>問題点 本文P6 8. として追加 添付資料 - 19へ追記</p> <p>対策 本文P9 12. (3)へ追記 本文P9 12. (5) 2、3段落目へ追記</p>
<p>2 今回の大湊側予備品倉庫火災の教訓を踏まえ、下記のしくみ等を検討すること</p> <p>職員の異常・故障（インシデント）発見、報告、対処実施を推奨するしくみ。 対処した異常・故障が、点検や作業マニュアルなどの対策改善に反映されるしくみ。 新たに調達・設置した機器施設が所期の動作を行っているかの動作検証確認の実施。</p>	<p>副防火管理者は、各建屋の防火責任者および火元責任者に巡視点検を行わせ、異常・故障（インシデント）の発見、報告を求めることに加え、一般設備の定期点検、異常・故障（インシデント）の対応については、防火の観点から建築Gの下の専門チームに実施させる。さらに副防火管理者は必要に応じて点検や作業マニュアルなどの改善を行う。</p> <p>また、この「専門チーム」は、新たに調達・設置した機器施設についても防火の観点から、保護装置の妥当性や容量等についての設計レビューや所定の動作が行われているかの検証を行う。</p> <p>以上の活動について、防火管理者は指導・監督を行う。</p> <p>品質・安全部は、防火責任者による巡視点検の状況（異常・故障（インシデント）の発見など）、建築Gの下の専門チームによる定期点検、異常・故障（インシデント）の対応、新たに調達・設置した機器施設に関する設計レビューや所定の動作が行われているかの検証、点検や作業マニュアルなどの改善の実施状況について確認し、副防火管理者による火災防止上の指導監督のPDCAが回っていることの確認を行う。</p>	<p>本文P8 12. (2) (b)へ追記</p> <p>本文P9 12. (5) 1段落目へ追記</p>
<p>3 職員全体の共通理解を深めること</p> <p>上記1・2をより有効に機能させるために、一連の火災について、原因、背景、対応の意味などを職員全体に十分に情報提供し、対策の意味が全職員の共通理解となることが肝要である。</p>	<p>防火や安全については、社員・協力企業作業員など発電所に関わる全員が共通の意識を持つ必要がある。平成21年4月2日に安全総決起大会を開催し、防火や安全について社員、協力企業作業員に対して共通の意識を持つことに努めているところである。また、引き続き一連の火災について原因、背景、対応の意味（対策のねらい・重要性）などを毎週1回安全のためのチラシの配布、電子掲示板を活用した周知、発電所幹部による協力企業の朝礼での訓話、安全事前評価会やTBM - KY活動など様々な形で提供し、意識の浸透や、モラルの高揚に努めていく。</p> <p>火災発生防止に対する意識高揚のため、当社および協力企業55社参加により実施</p>	<p>本文P7 12. 前文として追記</p>
<p>4 安全に関わる部門全体の相互連携</p> <p>防火の安全だけでなく、労働安全など、他の「安全管理」に関わる部門も含めて、安全に関する部門全体が、相互に連携して、情報と意識を共有できる体制となることが全所的な安全向上に有効である。</p>	<p>発電所では平成20年7月に防災安全部を設置し、作業安全と火災防止について一元的に管理する仕組みを構築してきた。</p> <p>防火の他、作業安全については、これまでも事例検討会や安全パトロール等に取り組んできたが、平成21年3月23日に4号機タービン建屋において作業中に負傷者が発生したことに鑑み、作業手順の再確認・見直しなどの検証を行った上で各作業を再開させている。今後も安全事前評価やTBM - KY活動を継続的に実施し、災害の未然防止に努めていく。また、防災安全部が中心となり安全推進協議会を通じて、当社と協力企業が連携して作業安全に取り組む。</p> <p>当社と構内協力企業55社によって運営され、発電所内の共通のルール等を検討し・周知し安全活動するための組織。</p>	<p>本文P10 13. として追加</p>
<p>5 予防管理組織の強化（防災安全担当の役割）</p> <p>副防火管理者に所管施設の防火に係る権限を一元化するとともに、ダイレクトに「防災安全担当」に必要な情報が迅速に伝わる体制も必要である。</p>	<p>防災安全担当は、担当する建屋・設備について防火上の権限を一元化された副防火管理者から重要な案件があった場合にダイレクトに報告・連絡・相談を受ける。</p> <p>日々の活動においては、防災安全担当を不適合管理委員会委員として新たに加えることによって、全ての不適合情報をダイレクトに入手し、防火の観点から必要な指示・指導・助言を防火管理者補佐及び副防火管理者に対して行う。</p>	<p>本文P8 12. (3) へ追記</p>
<p>6 フェールセーフ機能</p> <p>例え点検が疎かになっても、それをカバーするフェールセーフ機能を持たせることが重要である。</p>	<p>当該設備については、以下のとおり火災予防を考慮した新製品に取り替えを行う。</p> <p>(a) 送風が停止した場合には、熱源を停止する保護装置の設置 (b) 保護装置が作動した場合は手動解除の制御回路を設置 (c) 市場で十分な実績を有する (d) 空調機の異常について制御盤等への警報や状態の表示</p> <p>今後、その他の加熱機能付き空調機についても、上記4件の対応がとられていることを確認するとともに、とられていないものについては計画的に改善を図る。さらに、ファンベルト等の点検や取替時間等、防火の視点に沿った巡視点検項目、定期点検項目を記載した点検シートを作成して点検を実施することとする。</p>	<p>本文P7 12. (1)へ追記</p> <p>なお、空調機以外の一般設備については、本文P8 12. (2) (b)、本文P9 12. (5) 1段落目及び本文P9 12. (6)に記載のありとあり、巡視点検や一般点検および異常時等の対応やそれらの実施計画を作成することで総合的に対応することとしている。</p>
<p>7 自衛消防隊の出動要請の迅速化</p> <p>東京電力の自衛消防隊（当直員）は、速やかに現場出動しているものの、自衛消防隊（消防車隊）が公設消防への通報から8分の遅れで出動指示されていることから、より迅速な出動方法に改善すること。</p>	<p>発生した火災に対して、当直長が公設消防へ連絡すると同時に、別の者が防護本部に連絡し自衛消防隊（消防車隊）が出動することとする。また、さらに自衛消防隊への通報を迅速化するため、公設消防と自衛消防隊への同時通話や火災報知器の自衛消防センターへの設置などを検討していく。</p>	<p>問題点 本文P3 5. (3)として追加</p> <p>対策 本文P10 12. (7)として追加 添付資料 - 23を追加</p>